

# 行政改革分科会活動状況報告

分科会名	施設管理に関する分科会	分科会長	管財課長 細江廣貴
分科会 開催日	16.11.1 (全体会議)		
	16.11.17		
	16.12.16		
	17.1.18		

## 主 な 活 動 状 況

施設管理の方法について、地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について指定管理者制度が創設されたことに伴い、指定管理者制度による施設管理について検討する。

### 【指定管理者制度】

公の施設の管理の主体を法律上制限しないで、市長が指定するもの（指定管理者）に管理を行わせ、公の施設の管理に民間事業者の手法を活用し、住民サービスの質の向上を図ろうとするもの。

従来の制度との比較

	法 改 正 前	法 改 正 後
法的性質	管理の委託(公法上の契約行為)	議会の議決を得て指定管理者を指定(行政行為)
管理主体の範囲	公共団体や一部の公益団体等	適切な管理が可能であれば株式会社など民間事業者も可
業務の範囲	施設の維持管理・運営のみ	施設の維持管理・運営 + 使用許可の代行

平成18年8月までに指定管理者制度に移行する選択を行う必要があり、管理者の選定や議決等に期間を必要とするため、既存の施設の可能性を検討する。

条例に掲載されている施設を拾い出し可能性を検討。

425の施設を分類 「指定管理者できないもの」と「できるもの」に分類

「指定管理者にできるもの」について1件1件可能性を調査している。